

答 申 第 10 号
令和 6 年 10 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審査会
会 長 丸 山 敦 裕

答 申

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例第 9 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、
令和 6 年 10 月 16 日付け神行税税第 284 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「地方税の賦課徴収に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則
第 1 号）第 7 条第 4 項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。